

生活習慣改善に係る介入検証業務 ～データドリブンな生活習慣改善策のアジャイル開発～委託仕様書

1 趣旨

この仕様書は業務の履行に係る条件を示すものであり、広島県（以下「甲」という。）は、業務受託者（以下「乙」という。）に、この仕様書に基づく生活習慣改善に係る介入検証業務を委託する。

2 業務名

生活習慣改善に係る介入検証業務委託
～データドリブンな生活習慣改善策のアジャイル開発～

3 業務の概要

本県では、人生100年時代を迎える中、県民一人ひとりが、若い時期から生涯を通じた健康の大切さとリスクを意識し、デジタル技術やデータも活用しながら、運動や食事等の習慣の改善など、健康を維持する行動が身に付くよう、実効性のある健康づくりの仕組みの確立と社会実装を目指している。

本業務は、健康経営に取り組む県内企業等と連携し、別途調達を行う「健診データを活用した疾病リスク予測」とともに、健康管理アプリ等を活用して生活習慣改善提案を実施（以下「介入」という。）し、県民の健康づくりに向けた行動変容を促す実効性のある介入方法を開発するための実証試験を行うものである。

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

※契約締結日…プロポーザル選定後、令和4年10月中旬の予定で記載している。

実証試験期間…令和5年2月1日から令和5年11月30日までの予定であるが、アプリ等の利用は令和5年9月30日までとする見込みである。

契約締結日から実証試験開始日（R5.2.1）までは準備期間とし、アプリ開発や参加者案内等の準備を行う。（『7 実証試験スケジュール』参照）

なお、令和5年4月以降の契約については令和5年度の予算成立後、別途行う予定。

5 業務内容

(1) スマートフォンのアプリを用いた参加者の健康増進に向けた取組の促進

甲は、本業務に参加する企業又は団体（以下「参加企業」という。）及び参加者を募集し、これを決定して乙に通知する。

乙は、甲が指定する参加企業及び参加者に対し、乙が開発・保有するスマートフォンのアプリを無償で提供する。アプリは、参加者本人が、自身が保有するスマートフォンにダウンロードして利用するものとし、これに要する通信費等の費用は、参加者の負担とする。

乙は、アプリのプッシュ通知及び起動時のおしらせ機能（ポップアップ）等により配信を行う内容について、事前に甲に協議を行うこと。

また、乙は、特定のグループに属する者を甲が指定するチームに編成し、チームとしてのランキングをアプリ内で配信するとともに、甲にフィードバックするものとする。

※本業務では、参加者への介入方法を複数パターン設定し、参加者を複数のグループに分けて異なる介入を行う。アプリによるグループ分けは最大4グループで見積もること。（グループ案については別紙1を参照。）

この場合、配信及びフィードバックの内容、日時等の詳細は、甲乙が協議して決定するものとする。（ランキング表示の例：歩数ランキング（必須）、体重記録回数（甲乙協議による。）等）

なお、アプリに必要な条件等は、次のとおりとする。

【アプリの条件】

アプリは、次の条件を満たすものとする。

- ① iOS 及び Android OS に対応していること。
- ② 日本語に対応していること。
- ③ 障害発生時に速やかに復旧を行う体制が整備されているなど、安定した運用が可能なものであること。

【アプリに求める機能】

- ① 参加者が次のデータを日々記録することが可能であり、甲及び乙がこれに関するデータを収集・分析できること。
 - ・体重
 - ・歩数（既存のヘルスケアアプリと連携するなどして、手動ではなく自動的に歩数のカウント・記録が可能で、ログ記録として把握できるものであること。）
 - ・その他甲及び乙が協議して定める項目
- ② 参加者に対し、プッシュ通知及びアプリ起動時のおしらせ機能等を用いて、任意のタイミングで、甲が指定するグループ別にメッセージを送信することができること。
- ③ 参加者に対しては、いわゆる「課金」を行わないよう努力すること。

また、乙は、実証試験の介入に関係しない「広告」、「記事」、「有料サイトへの案内」及び「アプリメッセージ」を配信しないよう甲に対して協力するものとする。

【アプリまたはウェブとして求める機能】

参加者に対し、任意のタイミングで、アンケートを実施することができること。（ウェブで提供する場合、アンケートの実施のお知らせはアプリ内で配信し、回答者がアプリからアンケ

ート回答画面へ遷移できることとする。)

【アンケートの実施予定時期】

- ・令和5年1月（実証試験開始前）
- ・令和5年3月（実証試験開始1か月後）
- ・令和5年6月（実証試験中間期，令和5年度分の見積書に金額を記載すること）
- ・令和5年10月（実証試験終了期，令和5年度分の見積書に金額を記載すること）

上記のほか，乙は，本業務に資する機能等があれば，甲に対し提案を行うこと。

(2) アプリ等を用いた参加者の行動変容のモニタリング

乙は，参加者ごとのアプリの利用状況，歩数及び体重等のデータを随時把握し，甲に提供するものとする。この場合，データの提供の頻度は，月1回程度を目安とし，必要な都度，甲から乙へ提供を求めるものとする。

【随時モニタリングするデータ】

- ・アプリの利用状況
- ・体重
- ・歩数（既存のヘルスケアアプリと連携するなどして，手動ではなく自動的に歩数のカウント・記録が可能で，ログ記録として把握できるものであること。）
- ・その他甲及び乙が協議して定める項目（乙が提供可能な機能とする。）

(3) 甲が別途設立する「データを活用した働き盛り世代の生活習慣改善策に係る検討会」でのレビュー等を受けたアプリのアジャイル開発及び介入方法の修正への対応

甲は，乙から報告された内容を基に，参加者への介入が行動変容に結び付いているか，甲が別途設立する「データを活用した働き盛り世代の生活習慣改善策に係る検討会」でレビューを行うなどし，より効果的な介入方法を検討する。

甲は，上記の検討結果を踏まえ，乙に対し，アプリによる参加者への通知の内容，頻度等の変更について，乙に対し随時要請し，乙は，これに対応するものとする。

なお，乙は，iOS 及びAndroid OS のバージョンアップ等に伴い，アプリのバージョンアップ等の必要が生じた場合は，甲へ説明の上，これを実施することとし，これに要する費用は，乙が負担するものとする。

(4) 実施状況レポートの作成

乙は，上記（1）のアンケート及び（2）のデータに基づいて，参加者別にまとめたレポートを毎月作成し，アプリ上またはweb上で参加者に提供すること。

レポートに記載する内容は，次の項目を想定しているが，具体的な内容及び参加者への配信時期の詳細は，甲乙が協議して決定するものとする。

[参加者別レポートに含める項目案] ※別紙2参加者実施状況レポート参照

- ・直近の健康診断の値（甲乙協議による。表示する場合、甲がエクセル等でデータ提供を行う。）
- ・歩数記録，体重記録回数及び体重の推移
- ・直近のアンケート回答状況やアンケート回答内容の参加者全体の分布との対比及び前回アンケートとの比較

(5) 専門家による介入

甲は，必要に応じて，参加者に対して甲が指定する専門家（薬剤師等）による生活習慣改善に向けたサポートを行う。サポートする専門家は，甲が調整し，決定する。

乙は，甲が指定する専門家に対し，当該専門家がサポートを行う参加者と同様のアプリを提供するものとする。

なお，アプリを利用する専門家は50名程度を想定している。

(6) システム障害及び問い合わせへの対応

乙は，乙が保有するアプリに関する障害が発生した場合の連絡体制及び対応マニュアルを整備し，障害発生時には速やかに甲へ報告するとともに，障害解消後に，発生時からの対応状況をまとめた報告書を甲へ提出するものとする。

また，乙が保有するアプリの機能や操作方法に関する参加者からの問合せについては，原則として乙が対応するものとする。

(7) セキュリティ対策

乙は，本事業を遂行するに当たり，悪意のある第三者など外部の脅威に対するセキュリティ対策を行い，セキュリティ事故が発生した場合は，直ちに甲へ報告し，乙の責任において対応するものとする。

6 参加企業及び参加者の規模（見込）

5（1）で甲が募集する参加企業数は令和4年度に60社1,500人程度を見込む（令和3年度からの継続参加を含む。令和3年度の参加者は49社，約1,270人である。）。上記4の履行期間内及び実証試験期間内に追加することは原則として行わない。（ただし，甲の本業務担当者に変更が生じた場合は，アプリの追加登録を行うこと。この場合，追加人数の見込みは5名程度とし，令和5年度の見積額に記載すること。）

なお，参加企業の規模は一定ではないため，1社あたりの参加者数にはばらつきが生じることがある。

なお，本業務では，参加者への介入方法を複数パターン設定し，参加者を複数のグループに分けて異なる介入を行う。参加者のグループ分けは，甲が予め設定し，乙に通知する。令和4年度

に設定したグループは、上記4の履行期間内は変更しない。

※令和5年度に別途調達予定の契約においても、変更しない予定

7 実証試験のスケジュール（予定）

実証試験の想定スケジュールは、次のとおりとし、甲及び乙が協議の上、詳細を決定するものとする。

R4年度
業務
【今回
調達】

- ～令和5年1月 実証試験の準備（参加企業及び参加者への案内、参加者の健康診断データ及び同意書の取得など）
- 令和5年2月～ 実証試験の開始
（参加者の疾病リスク等の予測結果通知【別途調達】、アプリの利用開始）
- 令和5年3月～ 参加者実施状況レポートの提供開始
- 令和5年3月末 令和4年度成果品・完了報告書の提出

R5年度
業務
【別途
調達】

- 令和5年4月～ 令和5年度業務開始、アプリの利用提供
- ～令和5年9月末 参加者によるアプリの利用終了【予定】
- 令和5年10月 最終アンケートの実施、成果品の提出等

R5年度業務については、令和4年度と同程度の内容を見込むが、参加者の利用を継続させる観点から、繰り返し、同様のメッセージを配信すること等は避けること。

8 業務の成果品

乙は、業務完了後10日以内に、本業務の活動内容を上記5の項目に沿って報告書にまとめ、電子データ（DVD又はCD-R/RWに格納）により、甲に提出するものとする。

9 知的財産権の帰属

- (1) 本業務により得られた成果品に関する一切の権利は、甲に帰属する。ただし、乙が従前から権利を有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書で権利譲渡不可能と示されたもの並びに本業務において追加開発したアプリに関する著作権等の権利は、乙に帰属するものとする。
- (2) 乙は、本業務の実施に当たり、甲に対し一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。
- (3) 乙は、本業務の実施に当たり、第三者の商標権、著作権その他諸権利を侵害しないこと。また、乙は、アプリで使用する写真、文字等が甲以外の著作物である場合は、現著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を行った上で本業務に当たるものとし、当該著作物の著作者と甲の間に紛争を生じさせないこと。

10 支払方法

乙は、前項に定める報告書等を甲に提出後、委託料請求書を甲に提出すること。

11 再委託

乙は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、再委託先の概要、業務内容、再委託に要する費用、体制及び責任者を明記の上、予め書面により協議し、甲の承認を得なければならない。

12 留意事項

- (1) 乙は、甲と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 乙は、業務の運営上取り扱う個人情報等を契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に伴い知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

なお、甲及び乙は、本業務において取得した参加者個人が識別されるデータ等は、本人への助言及びサポートに必要な最小限の範囲で使用し、介入が参加者の行動変容に結び付いているか分析するために用いるデータは、全て匿名化した上で使用するものとする。
- (3) 乙は、委託業務上発生した事故等については、大小に関わらず甲に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) この仕様書に記載のない事項及びこの仕様書について疑義の生じた事項については、別に甲及び乙が協議して定めるものとする。